

会社法第 782 条第 1 項及び同法第 794 条第 1 項に定める事前備置書類
(吸収分割会社及び吸収分割承継会社の事前開示書類)

2024 年 3 月 28 日

(吸収分割承継会社)
東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号
日本製鉄株式会社
代表取締役社長 橋本 英二

(吸収分割会社)
東京都中央区日本橋二丁目 7 番 1 号
日鉄物産株式会社
代表取締役社長 中村 真一

日本製鉄株式会社(以下「日本製鉄」といいます。)及び日鉄物産株式会社(以下「日鉄物産」といいます。)は、2024 年 3 月 27 日付で吸収分割契約書(以下「本件契約」といいます。)を締結し、2024 年 5 月 8 日を効力発生日(以下「本件効力発生日」といいます。)として、日鉄物産の社債に係る債務(これに関連する契約その他の権利義務を含む。)及び当該社債の時価に相当する金銭その他の財産を日本製鉄に承継させる吸収分割(以下「本件分割」といいます。)を行うことにいたしました。

本件分割に関し、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条、並びに会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に定める事項は以下のとおりです。

1. 本件契約の内容(会社法第 782 条第 1 項及び同法第 794 条第 1 項)

別紙のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項(会社法施行規則第 183 条第 1 号イ及び同規則第 192 条第 1 号)

本件分割に際して、日本製鉄は、日鉄物産に対し、本件分割の対価として、株式、金銭、その他の財産の交付を行わないことといたしました。これは日鉄物産が日本製鉄に承継させる資産と負債が同額であり、承継する権利義務が等価値であることから、相当であると判断しております。

3. 会社法第 758 条第 8 号に関する事項(会社法施行規則第 183 条第 2 号及び同規則第 192 条第 2 号)

該当事項はありません。

4. 吸収分割に係る新株予約権の定めに関する事項(会社法施行規則第 183 条第 3 号及び同規則第 192 条第 3 号)

該当事項はありません。

5. 日本製鉄（吸収分割承継会社）に関する事項

(1) 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容(会社法施行規則第 183 条第 4 号イ)

日本製鉄は有価証券報告書及び四半期報告書を提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)」の閲覧サイトのほか、次の日本製鉄のホームページよりご覧いただけます。

<https://www.nipponsteel.com/ir/library/securityreport.html>

(2) 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容(会社法施行規則第 183 条第 4 号ロ)

該当事項はありません。

(3) 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法施行規則第 183 条第 4 号ハ及び同規則第 192 条第 6 号イ)

・ 公開買付けによる日鉄物産の子会社化

日本製鉄は、2023 年 3 月 13 日より行っていた公開買付けを同年 4 月 10 日に完了し、それにより日鉄物産を連結子会社化いたしました。

・ United States Steel Corporation の買収

日本製鉄は、完全子会社である NIPPON STEEL NORTH AMERICA, INC. が設立した 2023 Merger Subsidiary, Inc. と United States Steel Corporation との吸収合併（逆三角合併）により、同社を完全子会社化する合併契約を、2023 年 12 月 18 日に締結いたしました。

6. 日鉄物産（吸収分割会社）に関する事項

- (1) 吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容(会社法施行規則第 192 条第 4 号イ)

日鉄物産は有価証券報告書及び半期報告書を提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)」の閲覧サイトのほか、次の日鉄物産のホームページよりご覧いただけます。

https://www.nst.nipponsteel.com/corporate/ir/securities_report/

- (2) 吸収分割会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容(会社法施行規則第 192 条第 4 号ロ)

該当事項はありません。

- (3) 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法施行規則第 183 条第 5 号イ及び同規則第 192 条第 4 号ハ)

- ・ 日本製鉄の公開買付けによる子会社化

2023 年 3 月 13 日より日本製鉄が行っていた公開買付けが 2023 年 4 月 10 日に完了し、それにより日鉄物産は日本製鉄の連結子会社となり、その後 2023 年 6 月 21 日をもって上場廃止となりました。

- ・ 株式併合

2023 年 6 月 23 日に株式併合により発行済株式総数は 5 株となりました。

7. 本件効力発生日以後における日鉄物産の債務及び日本製鉄の債務の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第 183 条第 6 号及び同規則第 192 条第 7 号)

- (1) 日鉄物産（吸収分割会社）の債務の履行の見込みに関する事項

日鉄物産の 2023 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産の額は 862,810 百万円、負債の額は 651,302 百万円です。そして、本件分割に際して、日鉄物産から日本製鉄に承継させる予定の資産の額は、約 55,073 百万円、負債の額は約 55,073 百万円となる見込みです。なお、上記時点以降本日に至るまで、日鉄物産の資産及び負債並び日鉄物産から本件分割により日本製鉄に承継させる予定の資産及び負債に重大な変動は生じておらず、本件効力発生日までの間についても、現在のところ重大な変動をもたらす事態は予想されておりません。

また、本件分割の効力発生後においても、日鉄物産が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておられません。

したがって、本件効力発生日以後における日鉄物産の債務について、履行の見込みがあると判断いたします。

(2) 日本製鉄（吸収分割承継会社）の債務の履行の見込みに関する事項

日本製鉄の2023年3月31日現在の貸借対照表における資産の額は6,280,824百万円、負債の額は4,145,531百万円です。そして、本件分割に際して、日本製鉄が日鉄物産から承継する予定の資産の額は、約55,073百万円、負債の額は約55,073百万円となる見込みです。なお、上記時点以降本日に至るまで、日本製鉄の資産及び負債並びに日本製鉄が日鉄物産から承継する予定の資産及び負債に重大な変動は生じておらず、本件効力発生日までの間についても、現在のところ重大な変動をもたらす事態は予想されておられません。

また、本件分割の効力発生後においても、日本製鉄が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておられません。

したがって、本件効力発生日以後における日本製鉄の債務について、履行の見込みがあると判断いたします。

以 上



吸収分割契約書

日本製鉄株式会社(以下「甲」という。)と日鉄物産株式会社(以下「乙」という。)は、乙の社債に係る債務(これに関連する契約その他の権利義務を含む。)及び当該社債の時価に相当する金銭その他の財産を甲に承継させる吸収分割(以下「本件分割」という。)に関し、以下のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条 (当事者の商号及び住所)

本件分割に係る吸収分割承継会社である甲と吸収分割会社である乙の商号及び住所は、次のとおりである。

(1) 吸収分割承継会社(甲)

商号：日本製鉄株式会社

住所：東京都千代田区丸の内二丁目6番1号

(2) 吸収分割会社(乙)

商号：日鉄物産株式会社

住所：東京都中央区日本橋二丁目7番1号

第2条 (承継する権利義務)

- 本件分割に際し、甲が乙から承継する権利義務は、本件効力発生日における別紙「承継権利義務明細表」記載の資産、債務、契約その他の権利義務(以下、併せて「本件承継対象資産等」という。)とする。
- 乙から甲に対する債務の承継は、全て免責的債務引受けの方法によるものとし、本件効力発生日以降、乙は、当該債務について、弁済・履行の責任を免れるものとする。

第3条 (分割対価)

甲は、本件分割に際し、乙に対して一切の対価を交付しない。

第4条 (吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額)

乙は、本件分割により資本金及び準備金の額を変更しない。

第5条 (会社分割の効力発生日)

本件分割がその効力を生ずる日(本契約において「本件効力発生日」という。)は、2024年5月8日とする。但し、本件分割の手の進行に応じて必要がある場合、甲及び乙は、協議の上、合意により本件効力発生日を変更することができる。

第6条 (株主総会による承認等)

- 甲は、会社法第796条第2項の定めに従い、同法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本件分割を行う。

2. 乙は、会社法第784条第2項の定めに従い、同法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本件分割を行う。

第7条 (善管注意義務)

乙は、本契約締結後、本件効力発生日に至るまでの間、善良な管理者の注意をもって本件承継対象資産等を管理及び運用し、本件承継対象資産等に重大な影響を及ぼし得る行為を行おうとするときは、その実行の可否について、あらかじめ甲と協議し、甲の書面による承諾を得なければならない。

第8条 (対抗要件具備等及び費用負担)

1. 甲及び乙は、本件承継対象資産等のうち、登記、登録、通知、承諾その他の手続をその移転又は対抗要件具備のために必要とするものについては、相互に協力して必要となる手続を行う。
2. 前項に定める手続に要する費用(公租公課を含む。)の負担については、乙が負担する。

第9条 (本契約の変更又は解除)

本契約の締結日から本件効力発生日までの間において、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が発生し又は判明した場合、本契約に従った本件分割の実行に重大な支障となり得る事態が発生し又は判明した場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、協議の上、合意により本件分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条 (本契約の効力)

本契約は、次のいずれかに該当する場合に限り、その効力を失う。

- (1) 甲及び乙が書面により合意した場合
- (2) 会社法施行規則第197条に定める数の株式を有する株主が、甲に対して、会社法第796条第3項に定める通知をした場合において、甲が本件効力発生日の前日までに本契約について株主総会の決議による承認を受けられなかったとき

第11条 (準拠法及び管轄合意)

本契約は、日本法に準拠するものとし、日本法に従って解釈される。本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条 (秘密保持)

甲及び乙は、本件分割に関し、本契約の内容、本件分割に係る協議、交渉経緯・内容及び相手方から開示される一切の情報(次の各号に掲げる情報を除き、以下併せて「秘密情報」という。)につき、相手方の書面による事前の承諾なく、弁護士、公認会計士、税理士及び財務アドバイザー以外の第三者に開示又は漏洩してはならず、本件分割の検討以外の目的で使用してはならない。但し、法令若しくは金融商品取引所の規則又は裁判所の決定に基づき開示を要求される場合には、必要最低限の範囲で開示することができる。

- (1) 受領した時点で公知であった情報又は受領後に受領者の責めに帰すべき事由によることなく公知となった情報

- (2) 受領した時点で、受領者が既に保有していた情報
- (3) 受領者が別途正当な権原を有する第三者から適法にかつ守秘義務を負わずに取得した情報
- (4) 受領者が秘密情報によらず独自に開発・取得した情報

第13条 (本契約に定めのない事項)

本契約に定める事項の他、本件分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

2024年3月27日

(甲) 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
日本製鉄株式会社
代表取締役社長 橋本 英二



(乙) 東京都中央区日本橋二丁目7番1号
日鉄物産株式会社
代表取締役社長 中村 真一



承継権利義務明細表

甲が本件分割により乙から承継する権利義務は、次の資産、債務及び契約並びにこれらに関する権利義務とする。

1. 資 産

次の各社債の元本債務に相当する現金 550 億円及びこれらの元本債務について本件効力発生日までに発生する未払利息債務相当額の現金

銘 柄	発行額 (残高)	償還期限
第 2 回無担保社債	15,000 百万円	2028 年 3 月 3 日
第 3 回無担保社債	20,000 百万円	2025 年 6 月 13 日
第 4 回無担保社債	10,000 百万円	2038 年 6 月 14 日
第 6 回無担保社債	10,000 百万円	2029 年 4 月 17 日

2. 債 務

上記 1. 記載の各社債の元本債務及びこれらの元本債務について本件効力発生日までに発生する未払利息

3. 契 約

別添に掲げる契約

4. その他

その他甲及び乙が別途合意したもの

以上

承継対象契約

1. 財務代理契約

- (1) 乙と株式会社三井住友銀行との間の 2018 年 2 月 27 日付日鉄住金物産株式会社第 2 回無担保社債(社債間限定同順位特約付)財務代理契約証書
- (2) 乙と株式会社三菱 UFJ 銀行との間の 2018 年 6 月 8 日付日鉄住金物産株式会社第 3 回無担保社債(社債間限定同順位特約付)財務代理契約証書
- (3) 乙と株式会社三井住友銀行との間の 2018 年 6 月 8 日付日鉄住金物産株式会社第 4 回無担保社債(社債間限定同順位特約付)財務代理契約証書
- (4) 乙と株式会社みずほ銀行との間の 2019 年 4 月 11 日付日鉄住金物産株式会社第 6 回無担保社債(社債間限定同順位特約付)財務及び発行・支払代理契約証書

2. 買取引受契約

- (1) 乙と SMBC 日興証券株式会社、大和証券株式会社、及びみずほ証券株式会社との間の 2018 年 2 月 27 日付日鉄住金物産株式会社第 2 回無担保社債(社債間限定同順位特約付)買取引受契約証書
- (2) 乙と野村証券株式会社、みずほ証券株式会社、大和証券株式会社、及び SMBC 日興証券株式会社との間の 2018 年 6 月 8 日付日鉄住金物産株式会社第 3 回無担保社債(社債間限定同順位特約付)買取引受契約証書
- (3) 乙と SMBC 日興証券株式会社、及び三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社との間の 2018 年 6 月 8 日付日鉄住金物産株式会社第 4 回無担保社債(社債間限定同順位特約付)買取引受契約証書
- (4) 乙とみずほ証券株式会社、大和証券株式会社、及び野村証券株式会社との間の 2019 年 4 月 11 日付日鉄住金物産株式会社第 6 回無担保社債(社債間限定同順位特約付)買取引受契約証書

3. 業務契約

- (1) 乙とみずほ証券株式会社、SMBC 日興証券株式会社、野村証券株式会社、大和証券株式会社、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社、及び有限責任監査法人トーマツとの間の 2018 年 2 月 22 日付業務契約書
- (2) 乙と SMBC 日興証券株式会社、野村証券株式会社、みずほ証券株式会社、大和証券株式会社、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社、及び有限責任監査法人トーマツとの間の 2018 年 5 月 28 日付業務契約書
- (3) 乙と野村証券株式会社、みずほ証券株式会社、大和証券株式会社、SMBC 日興証券株式会社、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社、及び有限責任監査法人トーマツとの間の 2019 年 3 月 26 日付業務契約書

以上

降吳象扶藤舟

降吳象扶藤舟



將吳象扶藤舟... (1)
 將吳象扶藤舟... (2)
 將吳象扶藤舟... (3)
 將吳象扶藤舟... (4)
 將吳象扶藤舟... (5)

降吳象扶藤舟

將吳象扶藤舟... (1)
 將吳象扶藤舟... (2)
 將吳象扶藤舟... (3)
 將吳象扶藤舟... (4)
 將吳象扶藤舟... (5)

降吳象扶藤舟

將吳象扶藤舟... (1)
 將吳象扶藤舟... (2)
 將吳象扶藤舟... (3)
 將吳象扶藤舟... (4)

